



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 30 日 (火)
号外第 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 企業局管 理規程	鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程 (1) (経営企画課) 2 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (2) (〃) 6 鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程 (3) (〃) 8
◇ 企業局訓 令	鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令 (1) (経営企画課) 10
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与 に関する規程の一部を改正する規程 (1) (総務課) 11 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (2) (〃) 13
◇ 病院局訓 令	鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令 (1) (総務課) 14

企業局管理規程

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(鳥取県企業局組織規程の一部改正)

第1条 鳥取県企業局組織規程(平成5年鳥取県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(内部組織の設置) 第10条 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として同表の右欄に掲げる担当を置く。	(内部組織の設置) 第10条 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として同表の右欄に掲げる担当を置く。
鳥取県企業局東部事務所 設備・運転担当、土木施設担当	鳥取県企業局東部事務所 設備・運転担当、 <u>設備担当</u> 、 <u>運転担当</u> 、土木施設担当
鳥取県企業局西部事務所 <u>営業担当</u> 、施設担当、管理担当	鳥取県企業局西部事務所 <u>営業・総務担当</u> 、施設担当、管理担当

第2条 鳥取県企業局組織規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(課及び <u>担当</u> の設置) 第4条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる担当を置く。	(課及び <u>係等</u> の設置) 第4条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる <u>係及び担当</u> (以下「係

<table border="1"> <tr> <td>経営企画課</td> <td>企画総務担当、営業誘致担当</td> </tr> <tr> <td>工務課</td> <td>電気担当、施設担当</td> </tr> </table>	経営企画課	企画総務担当、営業誘致担当	工務課	電気担当、施設担当	<table border="1"> <tr> <td>経営企画課</td> <td>総務係、経営企画担当</td> </tr> <tr> <td>工務課</td> <td>電気係、施設係</td> </tr> </table>	経営企画課	総務係、経営企画担当	工務課	電気係、施設係
経営企画課	企画総務担当、営業誘致担当								
工務課	電気担当、施設担当								
経営企画課	総務係、経営企画担当								
工務課	電気係、施設係								
<p>(担当の分掌事務)</p> <p>第6条 担当の分掌事務は、課の長が定める。</p> <p>2 課の長は、担当の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</p>	<p>(係等の分掌事務)</p> <p>第6条 係等の分掌事務は、課の長が定める。</p> <p>2 課の長は、係等の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</p>								
<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 係にその長を置き、所定の職員を配置する。</p> <p>4 略</p>								
<p>(事務分担)</p> <p>第8条 担当に属する職員の分担事務は、課の長が定める。</p> <p>2 略</p>	<p>(事務分担)</p> <p>第8条 係等に属する職員の分担事務は、課の長が定める。</p> <p>2 略</p>								
<p>(内部組織の設置)</p> <p>第10条 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として同表の右欄に掲げる担当を置く。</p>	<p>(係の設置)</p> <p>第10条 次の表の左欄に掲げる所に、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>鳥取県企業局東部事務所</td> <td>設備・運転担当、設備担当、運転担当、土木施設担当</td> </tr> <tr> <td>鳥取県企業局西部事務所</td> <td>営業・総務担当、施設担当、管理担当</td> </tr> </table>	鳥取県企業局東部事務所	設備・運転担当、設備担当、運転担当、土木施設担当	鳥取県企業局西部事務所	営業・総務担当、施設担当、管理担当	<table border="1"> <tr> <td>鳥取県企業局東部事務所</td> <td>管理係、施設係、運転係</td> </tr> <tr> <td>鳥取県企業局西部事務所</td> <td>施設係、管理係</td> </tr> </table>	鳥取県企業局東部事務所	管理係、施設係、運転係	鳥取県企業局西部事務所	施設係、管理係
鳥取県企業局東部事務所	設備・運転担当、設備担当、運転担当、土木施設担当								
鳥取県企業局西部事務所	営業・総務担当、施設担当、管理担当								
鳥取県企業局東部事務所	管理係、施設係、運転係								
鳥取県企業局西部事務所	施設係、管理係								
<p>(担当の分掌事務)</p> <p>第12条 担当の分掌事務は、所の長が定める。</p> <p>2 所の長は、担当の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</p>	<p>(係の分掌事務)</p> <p>第12条 係の分掌事務は、所の長が定める。</p> <p>2 所の長は、係の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</p>								
<p>(職制)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 係にその長を置き、所定の職員を配置する。</p>								

(鳥取県企業局財務規程の一部改正)

第3条 鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を

加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業出納員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長、<u>主幹</u>又は<u>副主幹</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(賠償責任を有する職員の指定)</p> <p>第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、<u>副主幹</u>及びこれらの職員の職と同等の職にある職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した<u>副主幹</u>その他の経理担当職員、出納員及び資金の前渡を受けた者の補助職員</p> <p>(4) 略</p>	<p>(企業出納員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長又は<u>係長</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(賠償責任を有する職員の指定)</p> <p>第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、<u>係長</u>及びこれらの職員の職と同等の職にある職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した<u>係長</u>その他の経理担当職員、出納員及び資金の前渡を受けた者の補助職員</p> <p>(4) 略</p>

(鳥取県企業局事務決裁規程の一部改正)

第4条 鳥取県企業局事務決裁規程(平成5年鳥取県企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(代決)</p> <p>第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">正当決裁権者</td> <td style="width: 33%;">第1順位者</td> <td style="width: 33%;">第2順位者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td><u>主務主幹</u></td> </tr> <tr> <td>次長を置く事務所の長</td> <td>次長</td> <td><u>事務所の長があらかじめ定める上席</u></td> </tr> </table>	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	略			課長	課長補佐	<u>主務主幹</u>	次長を置く事務所の長	次長	<u>事務所の長があらかじめ定める上席</u>	<p>(代決)</p> <p>第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">正当決裁権者</td> <td style="width: 33%;">第1順位者</td> <td style="width: 33%;">第2順位者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td><u>主務係長</u></td> </tr> <tr> <td>次長を置く事務所の長</td> <td>次長</td> <td><u>主務係長(係を置かない事務所にあ</u></td> </tr> </table>	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	略			課長	課長補佐	<u>主務係長</u>	次長を置く事務所の長	次長	<u>主務係長(係を置かない事務所にあ</u>
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																							
略																									
課長	課長補佐	<u>主務主幹</u>																							
次長を置く事務所の長	次長	<u>事務所の長があらかじめ定める上席</u>																							
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																							
略																									
課長	課長補佐	<u>主務係長</u>																							
次長を置く事務所の長	次長	<u>主務係長(係を置かない事務所にあ</u>																							

		の職員			っては、その長が あらかじめ定める 上席の職員)
次長を置かない事務所の長	<u>事務所の長があら かじめ定める 上席の職員</u>	事務所の長があら かじめ定める職員	次長を置かない事務所の長	<u>主務係長</u>	事務所の長があら かじめ定める上席 の職員
2 略			2 略		

(鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

第5条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(平成19年鳥取県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
鳥取県企業局に勤務する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、主事、土木技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。	鳥取県企業局に勤務する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主幹、 <u>係長</u> 、副主幹、主事、土木技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、公布の日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職（知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。）を占める職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同欄に掲げる職に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 局長（<u>職務の級が9級の者に限る。</u>） 1万2,000円</p> <p>(2) 局長（<u>前号に掲げる者を除く。</u>）及び次長 1万円</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第1（第3条、第4条関係） 級別職務分類表</p> <p>ア 一般職員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職務の級</th> <th style="width: 90%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>副主幹の職務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td><u>局長又は本局の次長の職務</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p> <p>別表第2（第14条、第14条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">組織</th> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 10%;">職務の級</th> <th style="width: 70%;">管理職手当月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本局</td> <td>局長</td> <td>9級</td> <td>122,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職 務	略		3級	副主幹の職務	略		8級	<u>局長又は本局の次長の職務</u>	略		組織	職	職務の級	管理職手当月額	本局	局長	9級	122,000円	<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職（知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。）を占める職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同欄に掲げる職に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 局長 1万2,000円</p> <p>(2) 次長 1万円</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第1（第3条、第4条関係） 級別職務分類表</p> <p>ア 一般職員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職務の級</th> <th style="width: 90%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>係長又は副主幹の職務</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>本局の次長の職務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p> <p>別表第2（第14条、第14条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">組織</th> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 10%;">職務の級</th> <th style="width: 70%;">管理職手当月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本局</td> <td>局長</td> <td>9級</td> <td>122,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職 務	略		3級	<u>係長又は副主幹の職務</u>	略		8級	本局の次長の職務	略		組織	職	職務の級	管理職手当月額	本局	局長	9級	122,000円
職務の級	職 務																																								
略																																									
3級	副主幹の職務																																								
略																																									
8級	<u>局長又は本局の次長の職務</u>																																								
略																																									
組織	職	職務の級	管理職手当月額																																						
本局	局長	9級	122,000円																																						
職務の級	職 務																																								
略																																									
3級	<u>係長又は副主幹の職務</u>																																								
略																																									
8級	本局の次長の職務																																								
略																																									
組織	職	職務の級	管理職手当月額																																						
本局	局長	9級	122,000円																																						

	8級	88,000円			
	略			略	
略				略	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「係長又は」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程

鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（給水の対象）</p> <p>第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。）を営む者で次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p>	<p>（給水の対象）</p> <p>第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。）を営む者で次の各号の<u>一に</u>該当するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p>
<p>（料金の減免）</p> <p>第18条 条例第8条の規定による料金の減免は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り行なうことができる。</p> <p>（1）及び（2）略</p>	<p>（料金の減免）</p> <p>第18条 条例第8条の規定による料金の減免は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合に限り行なうことができる。</p> <p>（1）及び（2）略</p>
<p>（給水の停止等）</p> <p>第19条 知事は使用者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、給水を<u>停止し、又は第5条第2項及び第6条第2項の規定による給水の承認を取り消すことができる。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p><u>（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者であるとき。</u></p> <p><u>（5）略</u></p>	<p>（給水の停止）</p> <p>第19条 知事は使用者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、給水を<u>停止することができる。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p><u>（4）略</u></p>

<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">基本使用申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 氏名又は名称 印</p> <p>下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。 <u>申込みには、鳥取県営企業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第5条第3項の規定により供給をしないことができる使用に該当するものでないことを誓約します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 給水場所の見取図を添付すること。</u> <u>2 条例第5条第3項の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u> 	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">基本使用申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 氏名又は名称 印</p> <p>下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>備考 <u>給水場所の見取図を添付すること。</u></p>
---	---

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条、第18条及び第19条（「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第1号

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程（平成6年鳥取県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、知事部局総務部<u>政策法務課</u>（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する<u>政策法務課</u>をいう。）が所管するもの（「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。）をいう。</p> <p>（7）及び（8） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、知事部局総務部<u>政策法務室</u>（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する<u>政策法務室</u>をいう。）が所管するもの（「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。）をいう。</p> <p>（7）及び（8） 略</p>

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、<u>物流管理主任</u>、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

(給料表)

第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。

種類	適用範囲
略	
現業職給料表 (別表第3)	物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

2～4 略

別表第6(第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長又は副室長の職務

(給料表)

第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。

種類	適用範囲
略	
現業職給料表 (別表第3)	メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

2～4 略

別表第6(第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長又は副室長の職務

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
（病院の内部組織の設置） 第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、 <u>室及びセンター</u> を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、 <u>鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科</u> の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。			（病院の内部組織の設置） 第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、 <u>センター</u> 、室、部及び課を置き、 <u>これらの事務を所掌させるため</u> 、同表の第4欄に掲げる室を置く。		
略			略		
鳥取県立厚生 病院	医療局	略	鳥取県立厚生 病院	医療局	略
		呼吸器内科			呼吸器内科
		消化器内科			
		略			略
	脳神経内科	神経内科			
略	略	略	略	略	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の表以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第1号

鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令次のように定める。

平成22年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局文書管理規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、知事部局総務部<u>政策法務課</u>（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する<u>政策法務課</u>をいう。）が所管するもの（「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、知事部局総務部<u>政策法務室</u>（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する<u>政策法務室</u>をいう。）が所管するもの（「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。）をいう。</p>

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。